

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月20日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第1号

損害賠償の額の決定について

交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和8年1月15日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

長岡京市一文橋二丁目在住の者

2 事故の概要

令和7年9月1日午前10時50分、公用車で長岡第六小学校に向かう際、長岡京市長岡二丁目地内において進行方向を誤ったことから方向転換を図るため後進したところ、当該車両の後方にいたバイクと衝突し、相手方を負傷させた。

3 損害賠償の額

201,328円